

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	安城市 23212
地域名 (地域内農業集落名)	二本木地区農用地利用改善組合 (二本木)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	36 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	36 ha
② 田の面積	35.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- 遊休農地対策
 - ・耕作されていない農地があるため、今後農業委員会にて対策を検討
- 集約化と併せて土地改良事業(基盤整備)の実施
 - ・2戸の担い手への集積と集約化を目指す(営農は水稻、麦+大豆。集団転作を実施する)。
 - ・畦畔除去は必要
 - ・老朽化排水路の改修
 - ・地権者負担金のない土地改良事業の展開が必要
- 畑地の耕作
 - ・現状は土地所有者によって耕作並びに管理してる。
 - ・高齢化、後継者不足により、畑地の耕作が起きなくなることが想定される。
- 施設の維持管理者の選定方法及びその管理者の後継者不足
 - ・配水総代の後継者がいない。選定方法から確認していく必要がある。
- 地域集積協力金の見込み
 - ・現状、多くは円滑化事業での利用権設定地となっている。今後、離農農家の集積、作業委託地を合わせれば10%程度は増加できそうなので、中間管理へ再設定の際は6年以上の期間を促す。
- 担い手農家の今後について
 - ・今後、集積が進む中で、10年後の労働力不足が心配。法人化の検討あるいは補助労働力の確保が必要

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現状の営農(水稻、麦+大豆)を継続する。また、2戸の担い手農家が地域で策定した目標地図に基づき、集積・集約化を図る。
ただし、区画整理事業の検討が継続しているため、基盤整備事業実施への対応は継続協議となっている。担い手農家の営農コストを低減するための方策として、畦畔除去によるほ場の大区画化、排水路整備による排水能力の向上から、ほ場の排水対策並びに維持管理の軽減を図るため整備を要望する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・地域計画区域内については、2戸の担い手農家が地域で策定した目標地図を策定している。今後、離農農家の受け皿が決定 ・転作について、今後も集団転作を行っていく。 以上から、効率的な営農が可能となる。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	70	%	将来の目標とする集積率 85 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・水田は2戸の担い手農家が地域で策定した目標地図に基づき実施			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・地域計画区域内については、2戸の担い手農家が作成した目標地図に基づき、集積・集約化を図る。 ・畑は、土地所有者が当面の間保全管理する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・中間管理への移行を促進する。 ・遊休農地については、所有者不明のため、農業委員会に探索依頼を行い、中間管理権の設定を行う。
(3)基盤整備事業への取組
・土地改良事業の実施区域を選定し、実施を希望 1(3)で述べた通り、区画整理予定地以外の農地にて、ほ場の大区画化や排水路の整備を検討している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・畑の保全管理が今後の課題であるため、畑地利用者の確保を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・JA二本木支店と農用地利用改善組合との連携を継続していく。これにより、農作業委託希望者の情報を担い手農家へ共有していくことが必要。目標地図に基づき、担い手農家に依頼していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

⑤梨、イチジクの畑を継続的に維持していく必要がある。
⑦二本木地区水土里の会(多面組織)と連携して、地域の保全管理活動を続ける。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稲麦大豆	24.1 ha	ha	水稲麦大豆	30.5 ha	ha		
認農	B	水稲麦大豆	5.5 ha	ha	水稲麦大豆	5.5 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	2経営体		29.6 ha	0 ha		36 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。